農林業者が自衛のために行う有害鳥獣捕獲活動の推進【福岡県】

- 農林業被害の防止の目的で農林業者自らが狩猟免許を取得し、自衛のための捕獲活動に従事することで農林業被害の軽減に寄与することを推進。
- 狩猟免許取得後の農林業者に対し、捕獲技術(わなの設置や止め刺し等)習得に係る指導・実地訓練を行い、捕獲の実践者として育成。

現状と課題

福岡県の農林業に最も被害を与えている 鳥獣はイノシシである。被害額は減少傾向で あるが、平成29年度のイノシシによる農林 業被害額は約3.5億円と、依然高い状況で ある。

また、狩猟免状交付者は高齢化し、平成2 5年度には3人に2人が60歳以上と捕獲従 事者確保が厳しい状況にあった。

○農林水産物被害額

	H27	H28	H29
イノシシ	389百万円	396百万円	345百万円

○狩猟免状交付数及び割合

	H15	H20	H25	H29
狩猟免状交付数	4,906	5,730	4,735	5,042
うち60歳以上割合	46.2%	61.7%	66.4%	61.1%

このことから、県では狩猟者に頼らず、農林 業者自ら捕獲を行うことができるような体制 づくりを推進している。

捕獲許可の取扱

福岡県では、イノシシの有害捕獲許可を行う場合、原則として当該年度又は前年度に狩猟者登録を受けている必要がある。

しかし、農林業者が自衛のためにイノシシ を箱わなで捕獲する場合は、わな猟免許を 有していれば狩猟者登録を不要としている。

○一般の有害捕獲

- わな免許を有している者
- ・狩猟者登録を受けている者(当該年度又は 前年度)
- •技能熟練者
- ・狩猟者保険や共済に加入又はそれらと同等の賠償能力を有する者 等

○農林業者の自衛箱わな捕獲

- わな免許を有している者
- ・狩猟者保険や共済に加入又はそれらと同等の賠償能力を有する者 等

メリット:農林業者は登録手数料、狩猟税 の負担がなくなり、有害捕獲が行 いやすくなる。

農林業者の捕獲スキルアップ

免許を取得した農林業者の捕獲技術向上を 目的とした研修会や指導体制を整備。

①わな猟者向け研修会の実施

- ・内容: 地元猟友会のベテラン狩猟者が講師 になり、わなの扱い方を指導。
- ・対象者: 自衛のための農業者を含めた、新規免許取得者。
- •実績:28年度195名、29年度150名





②有害鳥獣を捕獲する農業者の育成

- ・内容: 平成28年度から県単独事業として実施。県に登録した鳥獣捕獲マイスターが地域の有害捕獲を担う農林業者や農林業指導者をマンツーマンで育成。
- ・補助対象:育成に係る経費(報償費、旅費、 需用費、役務費、使用料及び賃借料) を定額助成。
- •実績:28年度:3名、29年度:1名